

宮内庁障害者活躍推進計画の実施状況（令和6年度分） ※令和7年9月時点

	令和6（2024）年度
目標に対する達成度	【①採用に関する目標】 【実雇用率】（各年6月1日時点） 令和6年6月1日現在における実雇用率は3.48%であり、法定雇用率（2.8%）を上回っている。 【②定着に関する目標】 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に採用された者の令和6年6月1日における定着率は、66.7%。
取組内容の実施状況	1. 障害者の活躍を推進する体制整備 【（1）組織面】 ・令和元年9月6日に審議官を障害者雇用推進者に選任。 ・平成30年12月14日、審議官を委員長として、各課課長級を構成員とする「障害者雇用等推進委員会」を設置。 ・平成30年12月14日、長官官房秘書課において、実務者をメンバーとする「障害者雇用推進チーム」を置き、人事担当者始め7名を選任。 ・役割分担及び各種相談先について、人事異動に応じて更新している。 【（2）人材面】 ・障害者生活相談員選任予定者について、「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講済み。 ・「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」に障害者職業生活相談員、支援担当者、障害者である職員が配置されている課室の職員等が参加。 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 ・現在の職務の適性及び職員の希望を踏まえ、新たな職務の選定や創出について検討。令和6年度中には新規で3件のポストを創出。 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 【（1）職務環境】 ・宮内庁本庁庁舎のバリアフリー化（施設内外のスロープ設置、階段手すり設置、自動扉設置、多目的トイレ設置、段差の解消）を実施済み。 ・手話通訳者を令和5年度に2名採用。 ・作業マニュアルの作成など業務が円滑に遂行できるよう対応している。作業手順の簡素化や見直しについては、必要に応じて逐次検討を実施している。 ・措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施している。 ・採用前面談において確認した本人の適性を考慮した上で配置を行い、配置先での必要な配慮についてフォローアップを行った。

	令和6（2024）年度
	【（2）募集・採用】 ・ 募集・採用に当たり、以下の取扱いを行っている。 - 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること - 自力で通勤できることといった条件を設定すること - 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること - 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること ・ 採用面接に際し、就労支援者の同席を可能としている。 ・ 知的障害者、精神障害者及び重度障害者の積極的な採用を推進している。 【（3）働き方】 ・ テレワーク勤務やフレックスタイム制、早出遅出勤務などの柔軟な勤務時間制度の利用を促進した。 ・ 時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進した。 【（4）キャリア形成】 ・ ステップアップ制度に基づく採用者あり（1名）。 ・ 職員の中長期的キャリア形成に関する希望については、面談等により把握し、職員の技能を考慮の上、配属先の柔軟な変更や、担当職務の選定を行っている。 【（5）その他の人事管理】 ・ 定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、健康状況の把握・体調配慮を行っている。 ・ 中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮を行っている。 4. その他 ・ 宮内庁の障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進している。